

報 告 第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり  
専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 2 3 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成25年11月12日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 損害賠償の額 16万5,680円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

平成25年10月17日午後1時40分頃、西条市大浜6205番地先路上において、進行方向転換のため後進中の公用車が、相手方畑地に転落し、樹木等を損傷させた。